

建設業許可の申請について

※申請時の注意点を説明します。

建設・技術課



建設業許可申請について

1. 標準処理期間について

- 建設業許可申請（新規・更新・追加）の標準事務処理期間は、土木事務所で申請書を受付けてから40日です。
- この期間には、形式上の不備の是正等を求める補正に要する期間は含みません。
- 標準処理期間は、通常要すべき標準的な目安となる期間のことであり、申請の内容や混雑具合などによって、実際の処理期間がこれを超えることもあります。

※許可の更新については、申請を行っていれば、従前の許可の有効期限までに結果の通知がない場合でも、通知があるまでは従前の許可は有効となります。

2. 更新

更新の申請は、許可の有効期間満了の日の3か月前から30日前までに行ってください。

※業種追加と許可更新を合わせた申請（業種追加+更新）をするときは、有効期間満了の日の60日前まで

3. 譲渡（事業承継）

譲渡は事前の認可が必要です。

譲受け会社が活動を開始していた場合 譲渡できません！
会社設立前に事前相談を！

4. 健康保険等の加入状況の添付資料

健康保険等の加入状況の確認に下記資料が必要となります。

- 健康保険、厚生年金保険の確認資料

①保険料納入告知書

②対応する領収書又は領収済通知書

- 雇用保険の確認資料

①労働保険概算・確定保険料申告書又は納入通知書

②対応する領収書又は領収済通知書

建設業許可申請について

5. 建設業許可申請における添付書類の見直しについて

項 目	見直し後
経営管理責任者・営業所技術者等の常勤性 確認資料(主なもの)	●法人:下記のいずれか ・標準報酬決定通知書等 ・所得証明書(原本)及び源泉徴収票 ●個人事業 ○事業主:下記のいずれか ・確定申告書 ・年金の被保険者記録回答票(原本)
常勤役員等証明書等(様式第7号及び様式 第7号の2)及び実務経験証明書(様式第9 号)の証明者	被証明者の使用者 ※法人解散の場合は、被証明者と同等以上 の者
常勤役員等証明書等及び実務経験証明書 の経験の確認書類	契約書、請書、注文書、請求書等を年あたり 1枚以上。ただし、契約書等の最初と最後の 日付の間の期間が必要年数以上であること。
財産的基礎を確認する資料(一般建設業)	取引金融機関の預金残高証明書、融資証明 書
令3条使用人調書(様式第13号)	令3条使用人が不在の場合は添付不要

建設業許可申請について

建設業許可の申請等における納税証明書の取扱いについて

現在、建設業法施行規則において、建設業許可の新規許可申請、決算変更届及び譲渡認可申請の添付書類として県税（法人事業税又は個人事業税）の納税証明書が必要とされているところですが、都道府県内において納税情報を内部利用することで、当該許可申請等における納税証明書の提出を省略可能とする改正が実施されました。

本県においても納税情報を内部利用が可能となりました。

納税証明書を省略可能とする対応の実施時期については、令和7年6月を予定しています。

建設業許可（特定建設業）

・ 特定建設業

発注者から直接請け負う 1 件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に下請契約が 2 以上あるときは、下請代金の総額）が、**5,000万円（その工事が建築一式工事の場合は、8,000万円）以上**となる下請契約を締結して施工しようとする場合に取得

※請負代金の額には、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。

※改正点

建築一式以外：4,500万円→5,000万円

建築一式：7,000万円→8,000万円

技術者制度（監理技術者）

監理技術者（特定建設業に該当する場合）

発注者から直接工事を請け負い（元請）、そのうち5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上を下請契約して施工する場合は、監理技術者を置かなければならない。

⇒監理技術者になる者は、特定営業所技術者の技術者要件と同様の要件が求められる。

※改正点

建築一式以外：4,500万円→5,000万円

建築一式：7,000万円→8,000万円

○工事現場に**専任**の主任技術者又は監理技術者が必要な工事

公共性のある施設等に関する重要な建設工事（個人住宅を除くほとんどの工事）で、**工事一件の請負代金が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）**以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するため、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければならない。

※下請工事であっても専任を求められる。

※改正点

建築一式以外：4,000万円→4,500万円

建築一式：8,000万円→9,000万円

技術者制度（監理技術者等の専任配置の特例）

○専任の監理技術者等を置く必要がある工事のうち、以下の要件を満たす場合、他の工事を兼務することができる。

※兼任できる工事現場の数は、2現場までとなります。

・専任特例 1 号

各建設工事について、以下の全ての要件を満たす監理技術者等

- 1) 請負代金の額が **1 億円未満（建築一式工事は 2 億円未満）** の工事
- 2) 工事現場間が1日の勤務時間内に巡回可能、かつ工事現場間の**移動時間が概ね 2 時間以内**
- 3) **下請次数が 3** を超えていないこと
- 4) 監理技術者等との連絡その他**必要な措置を講ずる者を工事現場に置いていること**※1
- 5) 工事現場の**施工体制**について、**情報通信技術を利用する方法により確認する措置**を講じている※2
- 6) **人員の配置計画書を作成**し、工事現場毎に据え置く（作成等は電磁的方法によることも可能）
- 7) 工事現場の状況を確認するために**必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機**が設置され、かつ通信を利用することが可能な環境が確保されていること

※1 土木一式工事又は建築一式工事の場合、当該建設工事に 1 年以上の実務経験を有する者を置くこと。

※2 情報通信技術については、CCUS等の現場作業員の入退場が遠隔から確認できるシステム

技術者制度（監理技術者等の専任配置の特例）

・専任特例 2 号

建設工事の現場に「監理技術者の職務を補佐する者」を専任で置く場合の監理技術者＝「監理技術者の職務を補佐する者」となることができる要件＝

- 1) 「一級施工管理技士の一次検定に合格した者（**一級技士補**）」であり、
かつ「建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者（**主任技術者となる要件を満たす者**）」

※一級技士補であるとともに、2級施工管理技士などの必要業種の資格等を有していることが必要

- 2) 建設業法第15条第2号イ、ロ又はハに該当する者（監理技術者となる要件を満たす者）

【監理技術者等の兼任イメージ】

